

暮らしの情報

国民年金保険料を納めることが困難なとき 免除・猶予制度が利用できます

国民年金の保険料を納めないでいると、万一の事故のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。またそのまま放置すると、将来の老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまう。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときは、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度が利用できます。

〈保険料の免除・一部納付制度〉

申請する前年の所得により●全額免除●4分の1納付（保険料額3,780円）●半額納付（保険料額7,550円）●4分の3納付（保険料額11,330円）の4段階に分かれます。対象／本人と配偶者および世帯主の全員が次のいずれかに該当すること。

- ・前年の所得が基準額以下の人（別表参照）。
- ・退職、事業の廃止、天災など

〈別表〉 所得基準額の目安 単位：万円

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162	230	282	335
2人世帯 (夫婦のみ)	92	142	195	247
単身世帯	57	93	141	189

- ・に遭ったことが確認できる人。
- ・障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の人。
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人。
- ・特別障害給付金を受けている人。

〈若年者納付猶予制度〉

30歳未満で、本人および配偶者の所得が少ない人。

〈学生納付特例制度〉

大学や専門学校などの学生で、本人の前年所得が118万円以下の人。

〈手続きに必要なもの〉

- ・年金手帳または基礎年金番号が分かるもの（納付書など）。
- ・家族が申請する場合は、印鑑および身分が証明できるもの（運転免許証、保険証など）。
- ・退職などの場合は、そのことが確認できる書類（雇用保険受給資格者証の写しなど）。
- ・学生の人は、学生証（コピー可）または在学証明書。
- ・転入した人は、申請する前年の所得を証明する書類。

※全額免除または若年者納付猶予制度に限り、継続免除申請に該当している人は、毎年申請する必要があります。

〈問い合わせ先〉

- 保険年金課年金班 ☎ 6215332
- 海上支所住民室 ☎ 5513114
- 飯岡支所住民室 ☎ 5713115
- 千潟支所住民室 ☎ 6811075

公共下水道工事

交通規制に協力を

皆さんの協力により、公共下水道工事も順調に進んでいます。今年度は、面整備の管きよ工事をを行います。

工事に伴い、交通規制を実施します。渋滞などが予想されるので、迂回に協力してください。
工事期間／8月2日(月)～平成23年3月25日(金)（予定）

工事区域／旭市イの網戸地区の一部、旭中央病院北側周辺で病院進入路西側、主要地方道銚子旭線南側の約2・4ヘクタールの区域（区域内の市道などに汚

水管を埋設）。

〈規制方法〉

- 旭中央病院進入路部分は、夜間工事で片側通行になります。
- 市道などは、昼間工事で片側通行、または迂回路を設けて通行止めになります。
- 工事区域内の一部の狭い道路は全面通行止めになります。
- 昨年度、管きよを埋設した旭市二の袋地区の主要地方道旭小見川線および市道などについても舗装復旧工事を併せて行います。

〈問い合わせ先〉

下水道課 ☎ 6215357

